

# 情報ステーション

春季号

2015 APR by T's office



平成 27 年度税制改正法案が 3 月 31 日国会で可決成立しました。

改めて改正法のポイントを順次、解説します。今回は 資産課税関係 です。

## 1. 住宅取得等資金贈与の非課税特例の拡充



直系尊属（父母、祖父母）から住宅取得資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税特例の限度額が次のように引き上げられるとともに、適用期限が平成 31 年 6 月 30 日まで延長されました。

現行 26 年分は一般住宅の場合非課税限度額は 500 万円でした。

改正後は 27 年 1 月～12 月は 1000 万円、28 年 1 月～29 年 9 月は 700 万円、

29 年 10 月～30 年 9 月 500 万円、30 年 10 月～31 年 6 月 300 万円となります。

なお、29 年 4 月から予定通り消費税が 10%になった場合は、2500 万円、29 年 10 月～30 年 9 月 1000 万円、30 年 10 月～31 年 6 月 700 万円となります。良質な住宅（耐震・エコ・バリアフリー等）の場合はプラス 500 万円となります。

いつが得なのかよくよくご検討下さい。



## 2. 結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税特例の創設

直系尊属（父母、祖父母）から、結婚・子育て資金として 20 歳以上 50 歳未満の子や孫が一括して贈与（金融機関に子や孫名義の口座を開設して拠出）を受けた場合に受贈者 1 人につき 1000 万円まで（うち結婚に際する費用は 300 万円まで）非課税となる制度が創設されました。

平成 27 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日までの間に、受贈者がその直系尊属と金融機関との間で口座等を設定して拠出した場合に適用されます。

## ☆平成 25 年 12 月国税庁贈与税に関する Q & A

（結婚費用に関する Q & A）より抜粋

**Q** 結婚に当たって子が親から金品の贈与を受けた場合、贈与税の課税対象となりますか。

**A** 婚姻に当たって、子が親から婚姻後の生活を営むために、家具、寝具、家電製品等の通常の日常生活を営むのに必要な家具什器等の贈与を受けた場合、又はそれらの購入費用に充てるために金銭の贈与を受け、その全額を家具什器等の購入費用に充てた場合等には、贈与税の課税対象となりません。

注1 子が親から金品を受け取った場合は、原則として贈与税の課税対象となります。

ただし、扶養義務者相互間において生活費に充てるために贈与を受けた財産のうち通常必要と認められるものであり、必要な都度直接生活費に充てるために贈与を受けた財産については、贈与税の課税対象となりません。

**Q** 子の結婚式及び披露宴の費用を親が負担した場合、贈与税の課税対象となりますか。



**A** 結婚式・披露宴の費用を誰（子（新郎・新婦）、その親（両家））が負担するかは、その結婚式・披露宴の内容、招待者との関係・人数や地域の慣習などによって様々であると考えられますが、それらの事情に応じて、本来費用を負担すべき者それぞれが、その費用を分担している場合には、そもそも贈与には当たらないことから、贈与税の課税対象となりません。

こういった、Q & A の内容を考慮すると、今回の非課税特例は、祖父母からの贈与をイメージしたものと考えられます。

詳細は担当者までお問い合わせ下さい。

